

6 雇用・労働関係

(1) 雇用・労働分野の基本方針

個々人が自立し自らの能力を発揮できるよう個人主体の能力開発による効果的な人材育成の推進を図ることなどにより支援し、活力ある社会の実現を目指すとともに、社会的支援を必要とする様々な事態に対応し、働く人々の生活を全般的に保障し向上させるため、少子高齢化、産業構造の変化、就業意識の変化等経済社会の変化に対応した施策を積極的に推進する。

また、これらの経済社会の変化に対応するため、雇用・労働分野における各種規制の在り方についても、事前規制からセーフティネットの整備に重きを置いた事後規制への変化を促進する。

(2) 雇用・労働分野の重点事項

雇用機会の拡大

産業構造等の変化や現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、情報通信技術、介護等の今後成長が期待される分野における新たな雇用機会の創出や労働力需給のミスマッチの解消により、雇用機会の拡大を図る。

このため、インターネットを活用した職業紹介事業の展開のための環境整備を行うとともに、労働者派遣事業に係る対象業務・派遣期間等の規制の在り方については、改正労働者派遣法の施行状況を踏まえ、施行3年後における制度全体の見直しの際に検討を行う。

労働市場におけるセーフティネットの整備

労働市場におけるセーフティネットに関し、上記 におけるもののほか、労働力の需給調整の強化の観点から、特定求職者雇用開発助成金等の助成金の支給に公共職業安定所による紹介を要件とすることを見直すことや、雇用保険未加入者の加入促進等により、セーフティネットの整備を図る。

多様な働き方の促進

労働者が創造的な能力を発揮するため、働き方の選択肢の拡大を促進する。このため、裁量労働制について、企画業務型裁量労働制の普及促進に努力する。また、平成10年労働基準法改正法に基づく所要の検討を行うため、施行状況の調査を行う。